

地方独立行政法人会計基準等研究会
公営企業型地方独立行政法人部会
(平成20年度第2回)

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年4月28日（金）13：30～15：30
- 場所：総務省 共用4会議室
- 出席者：会田部会長、石田委員、樫谷委員、野口委員、森田委員
国際公会計基準審議会日本代表 関川委員
平嶋公営企業課長、青木財務調査課長、濱田地域企業経営企画室長

【議題】

- (1) 国際公会計基準における固定資産の減損の取扱いについて
- (2) 公営企業型地方独立行政法人の減損について
- (3) その他

【配布資料】

- 資料1 国際公会計基準審議会（IPSASB）及び国際公会計基準（IPSAS）について（国際公会計基準審議会日本代表 関川委員提出資料）
- 資料2 国際公会計基準（IPSAS）等の一覧表（国際公会計基準審議会日本代表 関川委員提出資料）
- 資料3 IPSASB概念フレームワークプロジェクトの概要（国際公会計基準審議会日本代表 関川委員提出資料）
- 資料4 国際公会計基準における減損会計（国際公会計基準審議会日本代表 関川委員提出資料）
- 資料5 資金生成資産（IPSAS第21号&第26号）に関する規定（国際公会計基準審議会日本代表 関川委員提出資料）
- 資料6 減損会計の比較概略（国際公会計基準審議会日本代表 関川委員提出資料）
- 資料7 減損の兆候の比較（国際公会計基準審議会日本代表 関川委員提出資料）
- 資料8 FASB 144 非営利法人の寄附金と減損の扱いについて
- 資料9 公営企業型地方独立行政法人の設立時出資財産の評価
- 資料10 診療報酬における減価償却費の取扱い

【概要】

- 資料1～7について国際公会計基準審議会日本代表 関川委員より、資料8～10について事務局からそれぞれ説明を行った。

■委員からの主な指摘等

- 公営企業型地方独立行政法人（以下「公営企業型地方独法」）に基本的に企業会計ベースの減損会計基準を導入する場合、運営費負担金等について無限定に将来キャッシュ・フローに織り込んでしまうと、結果的にほとんど減損を回避することになるのではないかと。合理的な経営を行った場合であっても必要な運営費負担金等と、単なる赤字補てん的な財政支援との区別がつかなくなることはないかと。
- 中期計画に明記した運営費負担金等であっても、設立団体の財政事情により、事後的に削減される事態は想定されるのではないかと。また、そのような原因で生じた減損についてどのように取り扱うかと。

- キャッシュ・フローを資産帳簿価額と比較すべき期間は中期計画をはるかに超えるものになるが、政策的支援（運営費負担金等）についても、その間の可能性も含めて織りこむことができれば解決するのではないか。
- 運営費負担金等について、設立団体と公営企業型地方独法の間業務委託契約のように考え、将来キャッシュ・フローに織り込むとした場合、運営費負担金等の算出のルールは、独立した対価として決定する仕組みが必要ではないか。

以 上